



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

企業局事項

- 沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程…………… 1
- 沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程…………… 2

教育委員会事項

- 沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則…………… 3
- 沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則…………… 4
- 市町村立学校非常勤講師派遣に関する規則…………… 5
- 指定管理者の指定…………… 6
- 沖縄県立名護青少年の家の利用料金の承認…………… 6
- 沖縄県立糸満青少年の家の利用料金の承認…………… 7
- 教育庁の組織改編に伴う関係訓令の整理に関する訓令…………… 7
- 沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程の一部を改正する訓令…………… 8
- 理科支援員等コーディネーター設置規程を廃止する訓令…………… 9
- 中一サポーター設置規程を廃止する訓令…………… 9
- 学校保健技師設置規程…………… 9
- 沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 10
- 分限懲戒審査委員会規程及び沖縄県教育委員会の所管に属する県の職員のセクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令…………… 11
- 沖縄県災害対策本部運営要綱に基づく教育部実施規程…………… 11
- 事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… 13
- 沖縄県災害対策本部運営要綱に基づく教育部実施要領を廃止する訓令…………… 17

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第4号

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 兼 島 規

沖縄県企業局会計規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局会計規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第33条の見出し中「及び合議等」を削り、同条第2項を削る。

第33条の2第1項中「課長等」を「管理者、統括監、課長等」に改める。

様式第4号及び様式第5号中

予	課	長	財	務	監	主	幹	班	員			
算												

発 行 課	課 長 (所長)	調整監等 (次長)	班 長 (課長)	班 員 (課員)	起 票		

を

企 業 局 長	企 画 統 括 監	技 術 統 括 監	総 務 企 画 課	総 務 企 画 課 長	財 務 監	主 幹	班 員
発 行 課	課 長 (所長)	調整監等 (次長)	班 長 (課長)	班 員 (課員)	起 票		

に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県企業局管理規程第5号

沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 兼 島 規

沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局事務決裁規程（平成10年沖縄県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（管理者の決裁事項及び統括監の専決事項に係る総務企画課長の審査）

第8条の2 別表第1の29の項第6号から第8号までに規定する予算執行及び支出負担行為の事務並びに別表第2の8の項各号に規定する予算執行及び支出負担行為の事務については、総務企画課長に回議し、及びその審査を受けなければならない。

別表第1の27の項中「許可」の次に「及び協議」を加え、「自治大臣」を「総務大臣」に改め、同表29の項第6号中「予算執行」の次に「及び支出負担行為の決定」を加え、同項第7号中「予算執行」の次に「及び支出負担行為の決定」を、「補償費」の次に「、企業債等の元利償還」を加え、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 1件7,000万円以上の固定資産の買入れに係る費用（投資に係るものを除く。）の予算執行及び支出負担行為の決定並びに1件1,000万円以上の投資有価証券購入費及び出資金の予算執行及び支出負担行為の決定をすること。

別表第2の8の項第1号から第3号までの規定中「予算執行」の次に「及び支出負担行為の決定」を加え、同項第4号中「予算執行」の次に「及び支出負担行為の決定」を加え、「会計規程」を「ただし、別表第1の29の項第7号に掲げる事務、企業債の元利償還及び会計規程」に改める。

別表第3の11の項第3号中「管理者」を「別表第1の29の項第6号から第8号まで及び別表第2の8の項各号に規定する支出負担行為を除き、かつ、管理者」に改める。

別表第4の10の項第3号から第5号までの規定中「予算執行」の次に「及び支出負担行為の決定」を加える。

別表第6の1の項第1号中「別表第3」を「別表第1の29の項第6号から第8号まで、別表第2の8の項各号及び別表第3」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県教育委員会

委員長 新垣 和歌子

沖縄県教育委員会規則第1号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

総務課	総務班 給与制度班 教育企画班
財務課	財務班 学校予算・振興班
施設課	企画財産班 営繕班 助成班
福利課	健康管理・共済班
県立学校教育課	管理班 人事班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育班
義務教育課	管理班 人事班 義務教育指導班 学力向上推進班

を

総務課	総務班 財務班 教育企画班
教育支援課	学校予算班 教育支援班
施設課	企画財産班 営繕班 助成班
学校人事課	健康管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校人事班
県立学校教育課	管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育班
義務教育課	管理班 義務教育指導班 学力向上推進班

に改める。

第4条第11号及び第12号を次のように改める。

- (1) 教育庁の予算、決算及び会計に関すること。
- (12) 教育庁の事務用機器及び事務用品の出納管理に関すること。

第4条中第27号を削り、第28号を第27号とし、第29号から第31号までを1号ずつ繰り上げ、第32号を第34号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (31) 公立学校共済組合に関すること。
- (32) 福利厚生に関すること。
- (33) 職員の互助団体の指導に関すること。

第4条の2（見出しを含む。）中「財務課」を「教育支援課」に改め、同条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第8号までを2号ずつ繰り上げ、第9号を削り、同条に次の2号を加える。

- (7) 教育情報及び行政情報化に関する総合的企画並びに調整に関すること。
- (8) 児童生徒の修学に係る負担軽減に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第6条を次のように改める。

（学校人事課の事務分掌）

第6条 学校人事課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校職員の給与に関すること。
- (2) 学校職員の人件費の予算及びそれに係る国庫負担金に関すること。
- (3) 学校職員の児童手当に関すること。
- (4) 学校職員の旅費に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

- (5) 勤労者財産形成貯蓄事務に関すること。
- (6) 公務災害に関すること。
- (7) 労働安全衛生に関すること。
- (8) 教職員住宅の設置（用地の取得を含む。）、管理及び廃止に関すること。
- (9) 県立学校、市町村立小学校及び中学校に関し、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 学校職員の任免、服務その他の人事に関すること。
 - イ 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。
 - ウ 学校職員の研修に関すること。
 - エ 学級編制及び教職員定数に関すること。
 - オ その他学校の管理運営に関すること。
- (10) 管理職選考試験に関すること。
- (11) 教員候補者選考試験に関すること。
- (12) 教育職員の免許に関すること。
- (13) 職員団体に関すること。

第7条第1号中「次条第10号」を「次条第7号」に改め、同号オ及びカを次のように改める。

- オ 学校職員の研修に関すること。
- カ その他学校教育に関する指導・助言及び学校の管理運営に関すること。

第7条第1号キからケまでを削り、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、第17号を削り、同条に次の1号を加える。

- (16) 県立学校職員の旅費の予算に関すること。
- 第8条第1号中エ及びオを次のように改める。

- エ 学校職員の研修に関すること。
- オ その他学校教育に関する指導・助言及び学校の管理運営に関すること。

第8条第1号カからクまでを削り、同条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を削り、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、同条に次の1号を加える。

- (8) 市町村立小学校及び中学校職員の旅費の予算に関すること。

第15条第2項中「財務課」を「教育支援課」に、「福利課」を「学校人事課」に改める。

第17条の表中

総務課	教育企画監	教育企画班の事務を総括する。
施設課	技術調整監	技術関連の事務を総括する。
県立学校教育課及び義務教育課	人事管理監	人事班の事務を総括する。

を

総務課	教育企画監 福利厚生監	教育企画班の事務を総括する。 公立学校共済組合の事務を総括する。
施設課	技術調整監	技術関連の事務を総括する。
学校人事課	県立学校人事管理監 小中学校人事管理監	県立学校人事班の事務を総括する。 小中学校人事班の事務を総括する。

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(教育職員免許状に関する規則の一部改正)
- 2 教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
第11号様式中「県立学校教育課長」を「学校人事課長」に改める。

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県教育委員会
委員長 新垣 和歌子**沖縄県教育委員会規則第2号****沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則**

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第11条第1項中「図書館」の次に「及び埋蔵文化財センター」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

市町村立学校非常勤講師派遣に関する規則をここに公布する。

平成25年 3月30日

沖縄県教育委員会
委員長 新垣 和歌子**沖縄県教育委員会規則第3号****市町村立学校非常勤講師派遣に関する規則**

市町村立学校非常勤講師派遣に関する規則（昭和50年沖縄県教育委員会規則第4号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）から市町村教育委員会への学校非常勤講師（以下「非常勤講師」という。）の派遣について必要な事項を定めるものとする。

（派遣）

第2条 県教育委員会は市町村教育委員会が非常勤講師の派遣を申請した場合において必要と認めるときは、非常勤講師を派遣することができる。

（職務）

第3条 非常勤講師の職務は、沖縄県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める。

（任用及び任用期間）

第4条 非常勤講師は、次に掲げる者のうちから県教育委員会が任用する。

（1）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく教員の相当免許状を有する者

（2）地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第16条の規定に該当しない者

2 非常勤講師の任用期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁学校人事課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

（身分）

第5条 非常勤講師は、法第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

2 非常勤講師は、県教育委員会職員と派遣先市町村教育委員会職員の身分とを併せ有するものとする。

（報酬等）

第6条 非常勤講師の報酬及び通勤費用相当額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

（勤務条件）

第7条 非常勤講師の勤務時間等勤務条件は、県教育長が別に定める。

（服務）

第8条 非常勤講師の服務は、派遣先市町村の職員に関する法令の規定により、当該市町村教育委員会が監督する。

（勤務状況等の報告）

第9条 派遣先市町村教育委員会は、非常勤講師の勤務状況等を県教育委員会に報告するものとする。

（解職）

第10条 県教育委員会は、非常勤講師が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは任用期間内であっても解職することができる。

- (1) 第8条の規定に違反したとき。
- (2) 非常勤講師として不相当と認められる行為をしたとき。
- (3) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (4) 任用の必要がなくなったとき。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については県教育長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会告示第4号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第7条の規定により、沖縄県立名護青少年の家の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年3月30日

沖縄県教育委員会

委員長 新垣 和歌子

- 1 指定管理者となる団体 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 2 指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

沖縄県教育委員会告示第5号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立名護青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成25年3月30日

沖縄県教育委員会

委員長 新垣 和歌子

- 1 施設の名称 沖縄県立名護青少年の家
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 利用料金の適用年月日 平成25年4月1日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき300円
	一般及び学生	1人1泊につき600円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき250円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき350円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき350円
	一般及び学生	1時間につき700円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

沖縄県教育委員会告示第6号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）第14条第3項の規定により、沖縄県立糸満青少年の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成25年 3月30日

沖縄県教育委員会

委員長 新垣 和歌子

- 1 施設の名称 沖縄県立糸満青少年の家
- 2 指定管理者 学校法人KBC学園 那覇市東町23番地5
- 3 利用料金の適用年月日 平成25年 4月 1日
- 4 利用料金の額

区分		利用料金の額
宿泊室	児童及び生徒	1人1泊につき300円
	一般及び学生	1人1泊につき600円
キャンプ場	児童及び生徒	1人1泊につき150円
	一般及び学生	1人1泊につき250円
研修室及び訓練室	児童及び生徒	1室1時間につき150円
	一般及び学生	1室1時間につき350円
プレイホール	児童及び生徒	1時間につき350円
	一般及び学生	1時間につき700円

備考

- 1 「児童及び生徒」とは、就学前の幼児及び小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般及び学生」とは、「児童及び生徒」に該当しない者をいう。
- 2 研修室及び訓練室並びにプレイホールに係る利用料金の額は、これらの施設を利用する団体（利用者が個人である場合にあっては、当該個人）を単位とする。

沖縄県教育委員会訓令第1号

教 育 庁

教育庁の組織改編に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県教育委員会

委員長 新垣 和歌子

教育庁の組織改編に伴う関係訓令の整理に関する訓令

（沖縄県教育委員会公印規程の一部改正）

第1条 沖縄県教育委員会公印規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「県立学校教育課長」を「学校人事課長」に改める。

（職員服務規程の一部改正）

第2条 職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「教育企画監」の次に「、福利厚生監」を加え、「人事管理監」を「県立学校人事管理監、小中学校人事管理監」に改める。

（教育庁文書管理規程の一部改正）

第3条 教育庁文書管理規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中

財 施 福	務 設 利	課 課 課	教 教 教	財 施 福	を
教 施 学	育 校	支 設 人	援 事	課 課 課	に改める。
			教 教 教	教 施 人	

(教育庁文書編さん保存規程の一部改正)

第4条 教育庁文書編さん保存規程（昭和53年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「財務課」を「総務課」に改める。

(健康管理審査委員会規程の一部改正)

第5条 健康管理審査委員会規程（昭和54年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「福利課長」を「学校人事課長」に改める。

第8条中「、福利課、県立学校教育課及び義務教育課」を「及び学校人事課」に改める。

(沖縄県教育関係職員表彰規程の一部改正)

第6条 沖縄県教育関係職員表彰規程（昭和59年沖縄県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「総務課長」の次に「、学校人事課長」を加える。

第9条中「、県立学校教育課長及び義務教育課長」を「及び学校人事課長」に改める。

(沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程の一部改正)

第7条 沖縄県教育庁職員安全衛生管理規程（平成12年沖縄県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「福利課長」を「学校人事課長」に改める。

第20条及び第24条中「福利課」を「学校人事課」に改める。

(沖縄県立学校職員安全衛生管理規程の一部改正)

第8条 沖縄県立学校職員安全衛生管理規程（平成12年沖縄県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第23条中「福利課」を「学校人事課」に改める。

(教職員の悩み相談員設置規程の一部改正)

第9条 教職員の悩み相談員設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育庁県立学校教育課」を「教育庁学校人事課」に改める。

第3条及び第6条中「教育庁県立学校教育課長」を「教育庁学校人事課長」に改める。

(保健指導員設置規程の一部改正)

第10条 保健指導員設置規程（平成22年沖縄県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育庁福利課」を「教育庁学校人事課」に改める。

第3条及び第4条第3項中「教育庁福利課長」を「教育庁学校人事課長」に改める。

第6条第1項中「教育庁福利課」を「教育庁学校人事課」に改め、同条第2項中「教育庁福利課長」を「教育庁学校人事課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第2号

教 育 庁

沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県教育委員会

委員長 新垣 和歌子

沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県立総合教育センター嘱託医設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 嘱託医の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

第4条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁県立学校教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第3号

教 育 庁

理科支援員等コーディネーター設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県教育委員会

委員長 新垣 和歌子

理科支援員等コーディネーター設置規程を廃止する訓令

理科支援員等コーディネーター設置規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第4号

教 育 庁

中一サポーター設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県教育委員会

委員長 新垣 和歌子

中一サポーター設置規程を廃止する訓令

中一サポーター設置規程（平成22年沖縄県教育委員会訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第5号

教 育 庁

学校保健技師設置規程を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県教育委員会

委員長 新垣 和歌子

学校保健技師設置規程

（設置）

第1条 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第22条の規定に基づき、学校における保健管理に関し、専門的技術的指導及び技術に従事するため、沖縄県教育庁に学校保健技師を設置する。

(身分)

第2条 学校保健技師は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 学校保健技師は、沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校における児童及び生徒の健康診断、事後措置及び健康相談についての指導及び技術に関すること。
- (2) 学校における感染症予防対策等についての指導及び技術に関すること。
- (3) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等が行う保健管理についての指導及び技術に関すること。
- (4) その他学校保健管理に関する必要な事項について教育長が必要と認め指示した事項に関すること。

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 学校保健技師は、学校における保健管理に関する専門的事項について、学識経験を有する者のうちから、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- 2 学校保健技師の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁保健体育課長（以下「保健体育課長」という。）は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 学校保健技師の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 学校保健技師の1月の勤務日数は4日以内とし、勤務する日は、保健体育課長が別に定める。

- 2 学校保健技師の勤務場所及び勤務時間は、保健体育課長が別に定める。

(服務)

第7条 学校保健技師は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 学校保健技師は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 学校保健技師は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 学校保健技師は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、学校保健技師が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務の執行を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 学校保健技師として不相当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、学校保健技師に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第6号

教 育 庁
教 育 機 関
県 立 学 校

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県教育委員会

委員長 新垣 和歌子

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令
沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「乗じた額」を「乗じて得た額」に改める。

第16条第9号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第 3 号

教 育 庁

分限懲戒審査委員会規程及び沖縄県教育委員会の所管に属する県の職員のセクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県教育委員会

教育長 大 城 浩

分限懲戒審査委員会規程及び沖縄県教育委員会の所管に属する県の職員のセクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令

(分限懲戒審査委員会規程の一部改正)

第 1 条 分限懲戒審査委員会規程（昭和53年沖縄県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項を次のように改める。

3 委員は、教育指導統括監、参事、総務課長、学校人事課長、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、県立学校教育課長、義務教育課長及び総務課総務班長の職にある者を充てる。

第 7 条中「、県立学校教育課及び義務教育課」を「及び学校人事課」に改める。

(沖縄県教育委員会の所管に属する県の職員のセクシュアル・ハラスメント防止規程の一部改正)

第 2 条 沖縄県教育委員会の所管に属する県の職員のセクシュアル・ハラスメント防止規程（平成11年沖縄県教育委員会教育長訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「県立学校教育課」を「学校人事課」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「県立学校教育課長」を「学校人事課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4月 1日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第 4 号

教 育 庁

沖縄県災害対策本部運営要綱に基づく教育部実施規程を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県教育委員会

教育長 大 城 浩

沖縄県災害対策本部運営要綱に基づく教育部実施規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、沖縄県災害対策本部運営要綱（昭和49年沖縄県災害対策本部長訓令第 1 号）第 5 条第

第9項、第6条第2項及び第16条の規定に基づき、教育部の組織、分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。

(教育部の組織)

第2条 教育部に別表の班名の欄に掲げる班を置き、班はそれぞれ同表の分掌事務の欄に掲げる事務を分掌する。

- 2 班に、班長及び班員を置き、別表の班名の欄に掲げる班の班長には、それぞれ同表の班長の欄に掲げる課長又は所長を充て、班員には班長の所属する課又は教育事務所に勤務する職員をもって充てる。
- 3 班長は教育部長（以下「部長」という。）の命を受けて班の事務を処理し、班員は上司の命を受けて班の事務に従事する。
- 4 部長は、必要があると認めるときは、第1項に定めた班の分掌事務を臨時に変更し、又は班に新たな事務を所掌させることができる。

(その他の事項)

第3条 この訓令に定めるもののほか、教育部に係る災害対策に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

班名	班長	分掌事務
総務班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 教育部所管の被害状況及び災害対策計画の総括に関すること。 3 被災市町村の教育委員会に対する法令指導の総括に関すること。 4 災害についての広報活動に関すること。 5 被災職員（県立学校職員及び市町村立小中学校の県費負担教職員を含む。）に対する諸給付金の給付及び資金の貸付けに関すること。 6 部内各班の応援に関すること。
教育支援班	教育支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 教材等学校備品の被害調査及び災害対策に関すること。 2 学用品（県立学校教育班及び義務教育班の分掌に係るものを除く。）の給与、農産物等の被害調査及び災害対策に関すること。 3 被災生徒に対する授業料の減免等に関すること。 4 部内各班の応援に関すること。
施設班	施設課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 学校施設以外の教育施設の災害対策に係る技術的協力に関すること。 3 部内各班の応援に関すること。
学校人事班	学校人事課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における県立学校職員及び市町村立小中学校の県費負担教職員に係る人事配置等に関すること。 2 職員の健康管理に関すること。 3 災害応急対策に従事する職員（県立学校職員及び市町村立小中学校の県費負担教職員を含む。）の公務災害に関すること。 4 部内各班の応援に関すること。
県立学校教育班	県立学校教育課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 県立学校の学用品の給与に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
義務教育班	義務教育課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村立学校の学用品の給与に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
保健体育班	保健体育課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 県立学校及び市町村立学校の臨時休業に関すること。 2 幼児児童生徒の被害調査及び防災教育に関すること。 3 幼児児童生徒の避難に関すること。

		4 災害時の学校給食に関すること。 5 災害時の学校における保健衛生に関すること。 6 部内各班の応援に関すること。
生涯学習振興班	生涯学習振興課長	1 社会教育施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
文化財班	文化財課長	1 文化財の被害調査及び災害対策に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
教育事務所班	教育事務所長	所管区域内における教育部の分掌事務に係る情報の収集及び報告に関すること。

沖縄県教育委員会教育長訓令第5号

教 育 庁

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年 3月30日

沖縄県教育委員会

教育長 大 城 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和53年沖縄県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この訓令は」の次に「、別に定めるもののほか、教育委員会の委任により教育長の権限に属するものとされた事務及び教育委員会又は知事が教育長に専決権限を付与した事務について」を加える。

第2条の見出しを「（定義）」に改め、同条第2号中「教育長の権限に属する事務」を「前条に規定する事務」に改め、同条第3号中「それぞれ」を「前条に規定する事務を常時、教育長に代わって」に改める。

第3条の見出しを「（重要事項等の専決留保）」に改める。

「第2章 専決」を「第2章 決裁及び専決」に改める。

第2章中第5条の前に次の1条を加える。

（教育長決裁）

第4条の2 教育長は、次に掲げる事項について決裁するものとする。

- (1) 教育委員会会議への付議事項に関すること。
- (2) 県議会の議決又は同意等を求める議案及び報告に関すること。
- (3) 教育長訓令の制定及び改廃に関すること（軽易な事項の改正を除く。）。
- (4) 教育庁の所掌する事務の運営に関する基本的な事務処理要綱その他の処理方針を決定すること。
- (5) 公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）について、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 公益法人の公益認定をすること。
 - イ 公益法人の公益認定を取り消すこと。
 - ウ 公益法人の合併による地位の承継を認可すること。
- (6) 特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 特例民法法人の公益法人への移行の認定をすること。
 - イ 特例民法法人の公益法人への移行の認定を取り消すこと。
 - ウ 特例民法法人の通常一般社団法人又は一般財団法人への移行を認可すること。
 - エ 特例民法法人の通常一般社団法人又は一般財団法人への移行の認可を取り消すこと。
 - オ 特例民法法人の合併を認可すること。
 - カ 特例民法法人の解散及び解散に伴う残余財産の処分を許可すること。
 - キ 特例民法法人に対し解散を命ずること。

- (7) 統括監及び参事の休暇、欠勤その他の服務に関すること。
- (8) 教育長の旅行、統括監の3日以上旅行及び参事の旅行を命令し、その復命を受理すること。
- (9) 補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）の規定に基づき、補助金等の交付に関する各省庁の長等の処分に対して不服の申出等を行うこと。
- (10) 沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。）の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 予算の見積書を作成すること。
 - イ 予算の執行計画を作成すること。
 - ウ 予備費の充用申請に関すること。
 - エ 継続費又は繰越明許費の繰越し又は事故繰越しについて承認を受けること。
 - オ 1件7,000万円以上の公有財産の購入に係る委託料、1件3億円以上の工事請負費、1件7,000万円以上の公有財産購入費、1件1,000万円以上の投資及び出資金及び法律上その義務に属する損害賠償金の予算執行並びに支出負担行為の決定をすること。
- (11) 沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第69号。以下「財産条例」という。）に規定するものを除き、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払いの手段として使用し、又は適正な価格なくして譲渡し、若しくは貸し付けること。
- (12) 沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号。以下「公有財産規則」という。）の規定に基づき次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 寄付により1件3,000万円以上の公有財産を取得すること（負担付きの場合は3,000万円未満のものを含む。）。
 - イ 1件7,000万円以上の公有財産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）を取得すること（アに掲げる場合を除く。）。
 - ウ 1件7,000万円以上の公有財産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）の売払いをすること。
- (13) 特に重要な告示、公告その他の公表を行うこと。
- (14) 特に重要な広報及び公聴を行うこと。
- (15) 儀式及び表彰を行うこと。
- (16) 所掌する課が明らかでない事務について、その所掌する課を決定すること。

第5条第1号中「教育委員会の訓令」を「教育委員会訓令及び教育委員会教育長訓令」に、「及び」を「並びに」に、「告示の制定又は改廃に関すること」を「告示、公告その他の公表をすること」に改め、同条第3号中「各課長の出張」を「統括監の2日以内の旅行及び各課長の旅行」に改め、同条第11号中「次に掲げる予算執行の決定に関すること」を「財務規則の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと」に改め、同号ア中「並びに補償及び補填金」を「及び補償、補填及び賠償金（賠償金を除く。）」に改め、「予算執行」の次に「及び支出負担行為の決定」を加え、同号イからオまでの規定中「予算執行」の次に「及び支出負担行為の決定」を加え、同条第12号中「沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第69号）」を「財産条例」に改め、同条第13号に次のように加える。

ケ 行政財産の貸付け（自動販売機の設置に係る貸付けを除く。）又は地上権若しくは地役権の設定をすること。

第5条第14号中「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」を「適正化法」に改め、同条第15号中「公益社団法人又は公益財団法人（以下「公益法人」という。）」を「公益法人」に改め、同条第16号中「（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第6条中「各課長は、次条から第15条までに規定するもののほか、次に掲げる事項について、それぞれ専決することができる」を「各課長の共通専決事項は、第4条の2、第5条及び第16条に掲げるもの以外のものとし、おおむね次に掲げる事項とする」に改め、同条第1号中「事務分掌に関する」を「事務分担を定める」に改め、同条第2号中「班の分掌と異なる適宜の措置に関すること」を「班の分掌にかかわらず適宜の措置をとること」に改め、同条第3号中「各課長」を「課長」に、「出張命令」を「旅行命令」に改め、同

条第12号中「事件の通知」を「所掌事務についての事件の通知」に改め、同条第18号中「予算執行の決定」を「財務規則の規定に基づき、予算執行の決定」に改め、同号ア中「並びに補償及び補填金」を「及び補償、補填及び賠償金（賠償金を除く。）」に改め、同条第24号中「委託料、工事請負費、公有財産購入費、備品購入費」を「1件500万円未満の委託料、1件5,000万円未満の工事請負費、1件1,000万円未満の公有財産購入費、1件500万円未満の備品購入費」に、「補償補填及び賠償金、投資及び出資金、寄附金並びに」を「補償、補填及び賠償金（賠償金を除く。）、1件100万円未満の投資及び出資金及び」に改め、同条第25号中「補償補填及び賠償金」を「補償、補填及び賠償金」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第33号を次のように改める。

(33) 予算の項、目及び節の金額の流用（知事が定めるものに限る。）を要求すること。

第6条中第39号を第41号とし、第38号を第40号とし、第37号を第39号とし、同条第36号中「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下この条中「適正化法」という。）」を「適正化法」に改め、同号を同条第38号とし、同条中第35号を第37号とし、同条第34号に次のように加える。

エ 寄付により1件1,000万円未満の公有財産を取得すること（負担付きの場合を除く。）。

オ 1件1,000万円未満の公有財産を取得すること。

カ 1件1,000万円未満の公有財産の売払いをすること。

キ 1件1,000万円未満の行政財産の用途変更又は用途廃止をすること。

ク 1件1,000万円未満の公有財産の所管替え又は所管替えを決定すること。

ケ 1件の貸付料年額又は総額が1,000万円未満の普通財産の貸付けをすること。

コ 沖縄県教育委員会が所管する教育機関（県立学校を除く。）における自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けをすること。

第6条第34号を同条第36号とし、同号の前に次の2号を加える。

(34) 告示、公告その他の公表を行うこと。

(35) 財産条例の規定に基づき、1,000万円未満の普通財産を交換すること。ただし、前条第12号に掲げる事項を除く。

第7条第7号中「及び公立学校職員」を削り、同条第9号を削り、同条中第10号を第9号とし、同条第11号中「公立学校職員」を「職員」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第12号を第11号とし、第13号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同条第22号中「社会保険料」を「本庁各課の非常勤職員の社会保険料」に改め、同号を同条第21号とし、同条に次の12号を加える。

(22) 教育委員会の所管する歳出予算の執行調整に関すること。

(23) 予算配当又はその変更の要求に関すること。

(24) 予算の項、目及び節の金額の流用（知事が定めるものを除く。）の要求に関すること。

(25) 予算の項、目及び節の金額の流用（知事が定めるものに限る。）の承認に関すること。

(26) 滞納処分に従事する職員の任免に関すること。

(27) 不納欠損の決定をすること。

(28) 財務に関する様式の特例を定めること。

(29) 補助事業に係る事業計画等の資料の収集に関すること。

(30) 予算、決算及び監査に係る資料収集に関すること。

(31) 教育庁の所掌する主要な事業の進行を管理すること。

(32) 教育庁内の行政運営の能率化について企画立案し、これを推進すること。

(33) 職員のレクリエーションの計画及び実施に関すること。

第8条を次のように改める。

（教育支援課長の専決事項）

第8条 教育支援課長は、県立高等学校の授業料の免除又は減額の承認に関することについて専決することができる。

第9条に次の1号を加える。

(5) 県立学校における自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けをすること。

第10条から第12条までを次のように改める。

（学校人事課長の専決事項）

第10条 学校人事課長は、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 職員の健康管理計画の実施に関する事。
- (2) 職員及び学校職員の公務災害補償関係の進達及び通知に関する事。
- (3) 公立学校職員の昇格、昇給等に関する事。
- (4) 公立学校職員の退職手当に関する事。
- (5) 歳入歳出外現金（臨時的任用職員の社会保険料に限る。）の受入れ又は払出しを決定する事。
- (6) 県立学校職員の人事記録の証明等に関する事。
- (7) 県立学校長の私事旅行（海外旅行及び7日を超える県外旅行に限る。）の届出に関する事。
- (8) 県立学校長の3日を超える有給休暇の承認に関する事。
- (9) 県立学校長の7日を超える職務に専念する義務の免除の承認に関する事。
- (10) 県立学校職員の育児休業の承認に関する事。
- (11) 県立学校職員の育児短時間勤務の承認に関する事。
- (12) 県立学校長の部分休業の承認に関する事。
- (13) 県立学校職員（校長、副校長及び教頭を除く。）の休職及び復職の発令に関する事。
- (14) 県立学校職員の兼職及び兼業の許可に関する事。
- (15) 県立学校長の復命書その他の諸届に関する事。
- (16) 県立学校の教諭に係る免許教科外教科担任の許可に関する事。
- (17) 県立学校の休業日の変更及び振替授業の承認に関する事。
- (18) 県立学校職員の臨時的任用、任期付採用及び非常勤職員（賃金職員を除く。）の任免に関する事。
- (19) 市町村立学校職員（校長、副校長及び教頭を除く。）の休職及び復職の発令に関する事。
- (20) 教育職員免許状の授与、書換え及び再交付並びに授与証明書の発行に関する事。
- (21) 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する事。

（県立学校教育課長の専決事項）

第11条 県立学校教育課長は、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 県立学校の教育実習生の受入れ承認に関する事。
- (2) 県立学校における学校教育に関する軽易な事項の指導及び助言に関する事。
- (3) 県立学校の県外及び3日以上宿泊を要する修学旅行等の届出の処理に関する事。
- (4) 県立学校の生徒に係る旅客運賃割引証の交付に関する事。
- (5) 県立学校の管理に関する一般的な事項の指導及び助言に関する事。

（義務教育課長の専決事項）

第12条 義務教育課長は、市町村立学校の管理に関する一般的な事項の指導及び助言に関する事について専決することができる。

第16条第6号中「第6条第24号」を「第4条の2第10号オ、第5条第11号アからオ及び第6条第24号」に改め、同条第7号中「第6条第25号」を「第4条の2第10号オ、第5条第11号アからオ及び第6条第25号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（教育長決裁事項及び各統括監の共通専決事項に係る総務課の審査）

第16条の2 第4条の2第10号オに規定する予算執行及び支出負担行為並びに第5条第11号アからオまでに規定する予算執行及び支出負担行為の事務については、総務課長に回議し、及びその審査を受けなければならない。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（類推による決裁）

第20条 法令の制定等により新たに教育長の権限となった事項その他特別の事項でこの訓令に定めのないものについては、この訓令の規定を類推して決裁するものとする。

別表中

教育企画監 技術調整監 人事管理監

を

教育企画監 福利厚生監 技術調整監 県立学校人事管理監

に改める。

特別支援教育監

小中学校人事管理監
特別支援教育監

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県災害対策本部教育部長訓令第1号

教 育 庁

沖縄県災害対策本部運営要綱に基づく教育部実施要領を廃止する訓令を次のように定める。

平成25年3月30日

沖縄県災害対策本部教育部長

沖縄県教育委員会教育長 大 城 浩

沖縄県災害対策本部運営要綱に基づく教育部実施要領を廃止する訓令

沖縄県災害対策本部運営要綱に基づく教育部実施要領（昭和52年沖縄県災害対策本部教育対策部長訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号</p>
--	---